〇内 閣 府令第一号

総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一号) 第五十三条の規定に基づき、厚生労働省関係総合特別 区

域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十五年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の 特 例に 関 関する措置 置

を定める命令

介護保険 法 施 行 規 則及び指定居宅サー ピ こ ス 等 \mathcal{O} 事業の 人員、 設備i 及び 運営に関する基準 (T) 特 例

第一 条 総 合 特 別区 |域法 (以 下 「法」という。)第三十一条第一 項 の指定を受けた地方公共 団 体 (以下 「 指

定 地 方 公共 寸 体 という。 が、 法第三十五条第二項 第一 号に規定する特定地 域 活 性 化 事業として、 訪 問

IJ ビリテ シ 彐 ン 事 業所 整 備推 進 事 業 (法第三十一条第 項に規定す ,る地: 域 活 性 化総 合 特 別 区 域 (以 下

地 域 活性 化 総合特別区域」 という。 内において 地 域の活性 化 のために必要な指定訪問 リハビリテーシ

七号。 号) 項に 当該 働 用 地 合特 居 定を受けたときは、 1 日 日 宅 年 省 に 方 て、 ン ン 事 事 サ 第 規 別 関 公 法 地 <u>つ</u> ·業 所 共 八条 定す 律 域 内 業 以下 1 係 区 第二 活 閣 域 所 総 7 寸 ピ 合 体 第 る 性 計 を は ス 総 (指定居宅サ 指 特 等 診 百 化 理 7 \mathcal{O} $\frac{-}{+}$ 画 総 う。 大臣 別 長 基 療 五. 定居宅サー 同 法 号) 合特 準 区 項 が 七 所を 第三十 当 域 中 認 第 項 以 \mathcal{O} 第 認定 該 法 七 に 別 1 下この \Diamond 又 う。 ĺ 第 る + 規 区 認 五. は 定 域 t 条 定 五. ピ ピ 五. (法第三十八 条に す 条第 角 十 三 介護 \mathcal{O} 条に 以 下 \mathcal{O} 0) ス 等 ス える介 等 を 日 五. \mathcal{O} お 条に規 老 規定、 以 1 同 第 指 基 \mathcal{O} 項に 護 Ü 後 う。 準 事 人保 定 () 項に て同 老 は、 す 訪 業 定す 条第 とい る 問 人 規定する地 \mathcal{O} 健 ľ 人員、 に 指 保 又は 規 地 施 IJ . う。 定す る政 健 域 対 ノヽ 嗀 定 介 ピ 活 項に で す 訪 施 設備 令 Ź リテ 0 あ 間 設 護 る 性 第七 等 指 老 病 規 域 整 IJ を 化 0 て 一備を推済 人 院 規 総 定する認定を 活 及 定 ハ 1 う。 性化 居宅 保 合 Ű ピ を 十六条第 制 シ لح 健 運 IJ 特 事 1 日 あ テ う。 進する 営 以 下 施設 総 業 サ ン 别 合 に に係 る 1] 事 区 . 関 同 以 業 域 特 ピ シ \mathcal{O} (介護保 下 指 事 は r. 所で 7 别 項 する基準 ス 日 る省令 . う。 業を E 等 定訪 ン 同 区 ·規定` あって、 基 ľ 域 を いう。 کے 以 下 計 適 険 問 \mathcal{O} 準 する指 特 \mathcal{O} 介 第 切 法 IJ 画 平 護 若しく 同 を 例 七 に 密 ノヽ 平 成十一 いう。 12 老 + 行 接 ピ ľ 病 リテ 院 を定 定訪 関 成 七 うとそ 人 な 保 連 条 す 九 は **医** 年 以下 年 間 る 第 携 診 を 8 健 厚生 措 法 申 た リハ を 療 施 \mathcal{O} 療 シ 項 法 設 確 律 所 請 同 地 所 置 日 ピ 省令第三十 を 保 域 \mathcal{O} 又 在 第百二十三 昭昭 同 定 事 活 リテー 規 Ļ は 地 性 そ 条第二 和二十 業 8 厚 定 \mathcal{O} る 生 指 指 化 所 12 \mathcal{O} \mathcal{O} 命 労 適 シ 定 定 認 総 0

ビリテ 令 (平成二十五 ーシ 彐 ン事 年内閣 業 所であって」とする。 府 ·厚生労働省令第一号) この場合に 第一条に規定する地域活性化総合特別区 おい ては、 介護保険法 施 行 規則 (平成十一 L域指: 定訪 年厚生省 問リハ

令第三十六号)第百十七条第一項第五号の規定は、 適用 しな

(介護保険法施行規則及び指定介護予防 サ ĺ ・ビス等 の事 業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防

ピ ス等に係る介護予防 \mathcal{O} ため の効果的 な支援の の方法に関する基準 O特例)

第二条 指定 地 方 公 共 寸 体が、 法第三十五 条第二項第 号に 規定する 特 定 地 域 活 性化: 事業として、 介護予防

訪

問

リハ

ビリテ

シ

日

ン事

業

所整

備

推

進

事

業

(地

域

活

性

化総

合特

別

区

域

內

に

お

1

7

地

域

 \mathcal{O}

活

性

化

 \mathcal{O}

た

 \Diamond

に

必 要な指定介護予防 は訪問リハビリテー ショ ン 事業 所 (指定介護予防 サー ピ こ ス 等 Ò 事 ·業 の 人員、 設 備 及び 運

営並 びに指力 定介護予防 サー ピ ス等に係る介護予防 0 ため の効果的 な支援の方法に関する基準 (平成 十八 年

厚生 労働省令第三十五号。 以 下 「指定介護予防サ ĺ ピ ス等基準」 という。 第七十九条第 項に 規定する

指 定 介 護 予 防 訪問 リハ ビリテ シ 日 ン 事 業所 をい 、 う。 以 下この 条に お V て同 r. \mathcal{O} 整 備 を推 進 する事 業

を を定め た 地域 活 性 化総 合特 別 区 域 計 画に 0 7 て、 内 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 認 定 を申 請 し、 そ \mathcal{O} 認定 を 受

けたときは、 当 該 認定の 日 以後は、 地 域活性化総合特別区域指定介護予防訪問リハビリテー シ 日 ン 事 業所

(当該地域活 性化総合特別区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション 事 業所であって、 病院若しくは

診療所又は介護老人保健 施 設との 密 接な連 携を確保 Ĺ 指定介護予 防サージ ビス等基準第七十八条に規定 す

る指定介護予

,防訪問

リハビリテーシ

ョンを適切に行うとその所在

地

の指

定

地方公共団

体

 \mathcal{O}

長が

認

8

る

Ł

 \mathcal{O}

をいう。 に 対する指 定介 護 予防 サ ĺ ピ ス 等基準 第 八 十条第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に つ 7 て は、 同 項 中 又は

介護老 人保 健 施 設で あ って」 とある 0) は、 介護老 人保持 健施 設 又は 厚生 労働 省 関 係 総 合 特 別 区 域 法 第 五.

十三条に規定する政令等規制 事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成二十五 年 内 閣 府 • 厚

生労働省令第一号) 第二条に規定する地 域活性化総合特別区域指定介護予防訪問 リハビリテー シ 日 ン · 事 業

所であって」とする。 この場合においては、 介護保険法施行規則第百四十条の六第一 項第五号の 規定は、

適用しない。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。